

伝統音楽普及促進支援事業
— 日本伝統音楽の教材開発の考え方と意義 —

鳴門教育大学
理事・副学長 西園 芳信

本伝統音楽普及促進支援事業は、学校教育を通して日本の伝統音楽に対する若い人の関心を高め、将来の伝承者や理解者を育む環境が醸成されていくことを願い、実演者と学校の教員が協働で展開できる伝統音楽の教材を開発することを目的にしています。学校教育において実際に役に立つ伝統音楽の教材を実演家と学校が協力し開発したことは、歴史的に意義のあるものです。

1. 我が国の学校教育における伝統音楽の扱い

日本の学校の音楽教育においては、明治5年の「学制」公布以降は、西洋音楽または西洋様式に基づいた日本人の作品を教材にして、教育が展開されてきました。戦後においても教材の一部に伝統音楽が取り上げられましたが、実際には伝統音楽が児童・生徒の学習として定着をみることはなかったのです。

漸く平成10年告示の中学校音楽科の学習指導要領において、演奏表現として「和楽器」を指導するようになりました。これに伴い教員免許法も改正され、音楽の免許取得においては、「和楽器」や「伝統的な歌唱法」が必修になりました。そして、平成18年に「教育基本法」が改正され、この中に「伝統文化を尊重する」態度を養うことが新しく規定されました。これを受け、平成20年の小学校音楽科学習指導要領では、鑑賞としてわらべうたや民謡を、器楽として和楽器を、中学校音楽科の学習指導要領の中では演奏表現としての「和楽器」の他、「民謡、長唄などの伝統的な歌唱」を指導するようになりました。高等学校音楽科の学習指導要領の表現（歌唱・器楽・創作）の指導に当たっては「我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする。」と改訂されました。このような学習指導要領や教員免許法、及び「教育基本法」の改正から学校において伝統音楽を教材として指導することが本格的となりつつあります。

2. 伝統音楽を学校で指導するための教材開発の考え方

以上で示したような我が国の学校教育における伝統音楽の扱いから、その教材や指導方法もまだ十分に研究されていません。小学校から中学校までの伝統音楽の教材として、学校現場で実践をしながら開発したというものが少ないのです。あっても、部分的です。過去には、音楽学者の小泉文夫氏も、学校の音楽教育としてわらべうたや民謡を中心に日本の伝統音楽を指導する教科書をつくりました。しかし、これは学校教育において実際に実践するまでには至りませんでした。それは、本

業のように現場の先生と実演者が実践・検証しながら子どもの学習として成立するように教材や指導方法を開発するようにならなかったこと、また、その時期はまだ伝統音楽を学校で指導するための環境が整っていなかったこと、推進する勢いがなかったということが背景にあったと推察されます。現在は、学習指導要領に伝統音楽を指導する内容が記述されたことを含め、学校教育で伝統音楽を指導することの重要性を日本人が気づき、学校の音楽教育を変えなければいけないという考え方を日本人が持ち始めたと言えます。

では、どのような考え方で教材を開発したらよいのでしょうか。これについては、まず、音色を指導することが大事だと思います。日本人の音に関する美意識は、箏・尺八・三味線などの和楽器に凝縮されています。従って、現代の子ども達もこれらの伝統的な楽器の音色にふれると、親しみを覚え、日本人としての自分を自覚します。また、世界がグローバル化されるなかで、他の国と異なる日本文化の特色を発信する必要があります。我々は、和楽器の音の響きを通して、日本文化の特色を知ることができます。この音色の特質を感じ取れるような教材の開発が必要です。

次に、「かりかりわたれ」「なべなべそこぬけ」などの2音、3音、4音、5音からなる「わらべうた」を教材とし、それを歌えるようにして、そのうえで箏や尺八、三味線で演奏として指導するようにします。日本の伝統的なわらべうたは、日本人が誰もが話す日本語に節が付いたもので、音と言葉と動きが一体となっています。従って、わらべうたは、誰もがその節を自分の感覚に持っているのです、誰もが直ぐに歌えるようになります。

わらべうたを教材にして、これを箏で演奏させるとき、調弦をしておけば、すぐに子どもたちは弾けるようになります。子どもが一人で箏の演奏ができるのです。その日のうちにできることで、子ども達は箏を演奏するのは楽しいという満足感を得、次の学習意欲につながります。そして、箏や尺八や三味線の実演家が実際に音を出しながら教えれば、音色や奏法から本物の表現の美しさに触れることで、学習が進みます。このように、子ども達が財産として持っているわらべうたを教材にし、これを伝統的な楽器で表現していくことで、子ども達は感覚として持っている音楽を形にすることができるようになると思います。それを学校の教員と実演家が協働しながら展開するのです。

それと、学校で伝統音楽を指導する際に音楽用語などの問題があります。中学校音楽科学習指導要領でも「間」や「序・破・急」などの伝統音楽の音楽用語を指導するようになっています。伝統音楽の表現法や楽器などの音楽用語については、一般化されていないものも多くあります。音楽用語については、学校教育を通して、だんだんと共通の言葉にしていかなければならないという課題があります。箏・尺八・三味線などの演奏法が民間で伝承されていますが、そこで使用されている音楽用語が学術的なものなのか、民間で伝承されるなかで使われる用語なのか判然としないものもあります。学校教育の音楽教育として指導する内容となると、誰にでも

共通に理解できる学術用語にしていかなければなりません。これも、本事業のような教材開発というなかで整理されていくものと思います。

3. 生成の原理で指導する

伝統音楽を学校で指導する際には、音楽として在るものを「再現」するのではなく音・音楽を「生成」という考え方をとることが重要です。楽譜として在る音楽を「再現」するのではなく、常に現代の子ども達の感覚や感性で音楽を生成していくことです。「生成」とは、子どもが音や音楽に自分の感性によって働きかけ、その働きかけた行為によってどのように音や音楽が変化したかを感じながら、音楽の世界を構成（生成）し、それと共に自分の内面の世界のイメージや感受性を再構成（生成）していくことです。

この事業で開発した教材の中にも、「身のまわりのようすをことで表現しよう」という題材があります。海・雨の日・卒業式などの様子を箏で表現するものです。このような教材においても、子ども達の感性を生かし、箏の音色に働きかけながら、リズム・旋律・速度・強弱・構成などを変化させると共に曲想の変化を感じさせます。このように外的世界の音楽を構成（生成）しながら、内的世界のイメージや感受性を再構成（生成）していくようにします。このような方法をとることで、子ども達の音色や音楽に対する感性や美意識を培うことができるのです。

4. 指導内容を設定し子どもの学力（知覚・感受）を育成する

学校教育として伝統音楽を指導するとなると、指導内容を設定し子どもの学力を育成することが必要となります。例えば、小学校の第5学年及び第6学年の器楽の指導事項には、「曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって演奏すること。」また、中学校第1学年の器楽の指導事項には、「楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏すること。」とあります。そして、小学校も中学校もこれらの指導事項は、共通事項の音色・リズム・速度・旋律・強弱・構成などの音楽の要素を知覚し、それらの働きから生まれる曲想・特質・雰囲気を感じ受することを関連させながら指導するようになっていきます。

従って、小学校においても中学校においても伝統音楽を教材として取り上げ、箏や尺八・三味線などの和楽器を指導する際には、演奏の技能と共に音色・リズム・速度・強弱・構成などの音楽の要素を知覚させ、それらの要素や要素同士の関連から生まれる曲想・特質・雰囲気を感じ受させるようにし、子どもの音楽的な学力を育成するように計画します。

このことは、鑑賞指導として伝統音楽を指導するときも同じです。例えば、中学校で吉沢検校の箏曲、「春の曲」「夏の曲」「秋の曲」「冬の曲」を鑑賞として指導するときにも、学習指導要領のなかの共通事項、音色・リズム・速度・強弱・形式・構成などやそれらの関連から生まれる曲想・特質・雰囲気を知覚・感受させ、生徒の学力を育成するように計画します。

その際には、その楽曲が日本の伝統音楽としては、どういうところに特質があるのかを見極め、その部分を教材化していくことです。その部分に焦点を当て、生徒との接点をつくり、この部分を通して知覚・感受の能力を育成するようにします。

以上のように、学校教育で伝統音楽を教材として取り上げる際には、指導内容を設定し学力を育成するようにするところが、地域においてそれぞれの実演家が演奏として継承しているところとは違います。

5. 日本の伝統文化を教えることの意味

箏や尺八、三味線を学校に持ち込んで、演奏している子どもの姿が教室にある様子は、田園風景の日本の学校によく合っています。ピアノが教室にあるよりも、箏や尺八・三味線の方が地域の田園風景と合った音色だなと思います。それは、これらの日本の楽器の音色は、日本の自然に溶け合う音色だからです。また、日本の伝統音楽は、日本の四季の変化を表現したものや、花鳥風月を表現したものが多くあります。伝統音楽には、日本の風土に結びついた自然を感じさせる表現が多くあります。古典的な箏曲でも自然を題材にした表現が多くあり、そこに日本人の美意識が表れています。

日本の陶芸も同じことが言えます。日本の陶器は、日本の食物との関連が深いと言われています。例えば日本人は魚をたくさん食べます。小さいものから大きいものまで、多様な魚を食材にします。その魚の大きさに即してお皿がつくられているのです。従って、日本の食器には、食材の大きさに合わせてつくられるという思想があるということです。これに対し、ヨーロッパの牧畜民族は、地域を移動することから、食器も整理しやすいように一定の大きさに統一されてきたと考えられます。日本の伝統的な陶器も日本の風土や自然との結びつきがあり、そこに陶芸における伝統文化の思想が見られるのです。

日本の伝統音楽には、日本人としての美意識が表現されています。個々の教材では、それがどういう特質として表現され、また、それを表現する技法はどのようなものなのかを整理し、子ども達に伝えていくことが必要です。このような学習を通して、私たちははじめて日本人としての自覚を持てるのです。これを時間をかけて指導していかなければならないと思います。私達は、このような学習を経て日本人を自覚し、日本の伝統文化との比較で他の国の文化と特色が分かるようになり、はじめてグローバルな人間になるのです。最初からグローバルな人間にはなれないのです。ひとりひとりの子ども達を伝統文化を通して日本人として育てていく必要があると思います。

(2014.3.9 伝統音楽普及促進支援事業 総括会議 講評より)